介護予防・日常生活支援総合事業
第１号訪問事業重要事項説明書

＜　令和8年6月1日　現在　＞

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１　事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人　栄光会
主たる事務所の所在地	〒３５９-１１５２　埼玉県所沢市北野三丁目１番地１８
代表者（職名・氏名）	理事長　北林　登美雄
設　立　年　月　日	平成7年１０月4日
電　　話　　番　　号	０４－２９４７－１６００

２　ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護ステーション　さいたまロイヤルの園
サービスの種類	第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）
事業所の所在地	〒338-0815埼玉県さいたま市桜区大字五関３９６番地２
電　　話　　番　　号	０４８（８５９）７１４４
指定年月日・事業所番号	平成１９年１２月１日　　１１７６５０６５９８
通常の事業の実施地域	さいたま市、志木市（上宗岡、中宗岡、下宗岡）

３　事業の目的

事業の目　的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方　針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

４　提供するサービスの内容

第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

５　営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで ※年末年始（12月31日から1月3日）はお休みです
営業時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで
サービス提供時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで

６　事業所の職員体制

	資　格	常勤	非常勤	業務内容	計
管　理　者		１名		サービス管理全般	１名
サービス提供責任者	介護福祉士	２名	１名	利用調整、従業者の指導、業務管理	３名
従　事　者	介護福祉士	６名	２名	介護業務	８名
	１級～２級修了者等	１名			１名

７　利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。（介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。）

（１）料金の計算方法

（基本単位＋加算）×単位単価＝利用額計

※自己負担額は「利用額計」のうち、負担割合証に記載された割合（１割～３割）です。

	さいたま市	志木市
単位単価	１１.０５円	１０.８４円

（2）介護予防訪問介護サービス基本単位

単位	週１回程度（Ⅰ）	週2回程度（Ⅱ）	週2回以上程度（Ⅲ）
月	1,176	2,349	3,727

【個別加算単位】

①初回加算　（初回月のみ）　２００

②生活機能向上連携加算（3か月間）　（Ⅰ）１００、（Ⅱ）２００

【介護職員等処遇改善加算Ⅰロ】　加算率　28.7%

（3）その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域を越える地点から目的地までの往復の距離（km）に１５円を乗じた額
複写代	コピー代　１枚１０円

（4）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、当分の間キャンセル料はいただきませんが、キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先　　電話番号　　０４８（８５９）７１４４

（5）支払方法

毎月、１０日までに前月分の請求をしますので、１５日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの３通りの中からご契約の際に選べます。

８　緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

９　事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び関係市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１０　提供するサービスの第三者評価の実施…無

１１　苦情相談窓口

☆　サービス相談窓口　☆
訪問介護ステーション　さいたまロイヤルの園
電話　０４８（８５９）７１４４
受付時間　月曜日から土曜日　午前8時３０分から　午後5時３０分まで
相談窓口　サービス提供責任者　野原　美紀、加賀田晴美、黒沢　久子、岸　祐資
苦情解決責任者　　管理者　　伊藤　麻喜

☆　苦情解決体制　第三者委員　☆

山下千恵子	電話　０４（２９４２）８３６４
齊藤美奈子	電話　０４８（８８２）２５５９

☆　福祉サービス苦情解決窓口　☆

さいたま市桜区役所高齢介護課	電話　０４８（８５６）６１７８
さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課	電話　０４８（８２９）１２６４
さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課	電話　０４８（８２９）１２５９
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話　０４８（８２４）２５６８
埼玉県運営適正化委員会	電話　０４８（８２２）１２４３
志木市長寿応援課	電話　０４８（４７３）１１１１

１２　サービスの利用にあたっての留意事項

（１）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

①医療行為及び医療補助行為

②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③他の家族の方に対する食事の準備など

（２）利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

（３）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（４）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

（５）禁止事項

①　事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

②　パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為

・暴力又は乱暴な言動

無理な要求、物を投げつける、刃物を見せる、手を払いのける、威圧的な態度で文句を言い続ける等

・セクシュアルハラスメント

体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動、職員個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等

③　事業所において写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと

④　禁止事項に該当するとみなされる行為があった場合、事業者は、契約を解除することができます。

（6）お願い

・金品等のお心付けはお断わりしています。

・個人情報保護法に準じて撮影・録音には同意が必要です。

１３　非常災害対策

・災害時の対応　…別途定める「消防計画」「防災計画」により対応します。

・防災設備　　…自動火災報知機、火災通報装置、非常放送設備、スプリンクラー、消火器、消火用散水栓など

・防災訓練　　…年２回防災訓練を実施します。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者　所　在　：　埼玉県さいたま市桜区大字五関３９６番地２

事業者名　：　社会福祉法人　栄光会　　理事長　北林登美雄

説 明 者　：　サービス提供責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け同意しました。
また、この文書が契約書の一部となることについても同意します。

利用者　※署名又は記名押印

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

署名代行者（又は法定代理人）※署名又は記名押印

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

緊急連絡先

連絡先①	氏　名	
	住　所	
	電話番号	
	続　柄	
連絡先②	氏　名	
	住　所	
	電話番号	
	続　柄	

主治医	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
	続　　柄	